

総務常任委員会

平成15年9月18日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎松田 正	○嶋田 善行	小野 隆雄
坂口 徹	浦野 圭司	木澤 正男
		森河議長

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	教 育 長	栗本 裕美
総 務 部 長	植村 哲男	総 務 課 長	西本 喜一
総 務 課 参 事	吉田 昌敬	同 課 長 補 佐	西川 肇
同 課 長 補 佐	加藤 恵三	企画財政課長	藤原 伸宏
企画財政課参事	野口 英治	同 課 長 補 佐	山崎 篤
同 課 長 補 佐	西巻 昭男	税 務 課 長	植嶋 滋継
同 課 長 補 佐	清水 修一	教委総務課長	清水 建也
同 課 長 補 佐	吉村 三郎	生涯学習課長	阪野 輝男
同 課 長 補 佐	加藤 保幸	会 計 室 長	御宮知恒夫
監 査 書 記	佐藤 滋生		

3. 会議の書記

議会事務局長	浦口 隆	同 係 長	猪川 恭弘
--------	------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会 （午前9時00分）
署名委員 木澤委員、嶋田委員

委員長 おはようございます。全委員出席されておりますのでただいまより、
総務常任委員会を開会いたします。

委員長 それでは、本日の会議を開きます。
始めに町長の挨拶をお受けいたします。町長

（ 町長挨拶 ）

委員長 本日の会議の署名委員として木澤委員、嶋田委員をお願いをしたいと思います。
本会議から付託を受けました議案から審議をしていただくことにしてまいりたいと思います。

議案第35号、斑鳩町行政組織条例の一部を改正する条例について
を議題といたします。理事者の説明を求めます。企画財政課長。

（ 議案書朗読、要旨により説明 ）

委員長 説明が終わりました。質疑、ご意見がありましたらお伺いします。

（ 質疑なし ）

委員長 質疑、ご意見がないようでありますので、原案どおり可決すべきもの
と決しました。

続きまして、議案第36号、特別の職員で非常勤のものの報酬、費用
弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議
題といたします。説明を求めます。総務課長。

（ 議案書朗読、要旨により説明 ）

委員長 説明が終わりました。質疑、ご意見がありましたらお伺いします。

(質疑なし)

委員長 質疑、ご意見がないようでありますので、原案どおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第38号、財産の無償譲渡についてを議題といたします。説明を求めます。企画財政課長。

(議案書朗読、要旨、参考資料により説明)

委員長 説明が終わりました。質疑をお受けしたいと思います。特にこの項につきましては、本会議の総括質疑の段階でも議員からそれぞれ質問がされておりますので、そのことも念頭に置きながらご審議いただければ幸いかと思われま。

浦野委員 平成15年7月30日に峨瀬自治会に係る地縁団体の認可告示ということで報告ありましたが、住民の一部の方から、地縁団体の設立の署名ですが、5名ほどの方が署名していないのに、勝手に名前が使われているというようなことを耳にいたしております。地縁団体はあくまでも土地の取得のための登記の手段ということで、自治会会館、建てる、建てないには直接の影響はないと思うんですが、その辺行政の方に。こういうことも聞いております。総務課に、私は署名していないのに勝手に使われていると、これについて返答してくれということで、総務課に申し出ましたところ、何ら返答がないというようなことを聞いております。税金を使う意味での、自治会会館の設立でございますので、やはり公平な立場で、この地縁団体の設立に関しまして、不公平があってはならないという立場で質問させていただきます。

総務課参事 浦野委員から、5名の方が提出されているということで、自治会にも問い合わせまして、7月30日、地縁団体の告示をしておりますが、7月14日に自治会の方で自治会員に対しまして、集会所建設等の今までの経過、それを説明分を付けて各戸配布されております。それを受けまして、7月20日と8月10日の役員会においても、会員の誰からも地縁団体設立に関しての、質問や申し出もないことを確認しております。また、会費についても全て納入されておるといふうに聞いております。個々に対しては、今調査をお願いしているところでございます。

浦野委員 今言いました、署名していないのに、署名を勝手にされているという方が、総務課へ行かれたんでしょうか。返答を求められたのでしょうか。お聞かせ下さい。

総務課参事 代理の方が持って来られておりますので、今、調査中でございます。

浦野委員 持って来られたということで、返答するまでもなく、今調査中ということですので、その点明らかにしないと、例えば本会議通過しまして、建った暁に、本当の署名していない方に対してはどうなるのかという問題が積み残しのままになりますので、例えば服部自治会の問題も、過去にいろいろあったというようなことも聞いております。自治会会館はコミュニティーづくりということで、大切な建物でございますので、すっきりとしたかたちで、補助金出すというようなことでしていただきたいと思っております故に、今、質問している訳なんですけど、その点、調査中ということで調査はどのような終結を得るんでしょうか。

町長 浦野委員の発言の中で、服部のようなとありましたが、服部の関係については町が何ら、一切不正なことはございませんし、金も出したことがございませんし、その文言だけは取り消しをいただきたいと思っております。

総務部長 先程、担当参事の方からご説明申し上げましたところですが、この関係の地縁団体設立につきましては、平成13年度におきまして、地元の方で総会を開かれた中で、過半数をもって承認されたということで、総会が最高議決機関であるということから、それはそれとして進んでいくという中で、その後十分自治会内で検討される中で、平成15年において地縁団体設立の申請をされてきたという中で、自治会内においても、それぞれコミュニケーションの醸成に努められてきた中で、出てきたというものでございまして、これにつきましては先程も申し上げておりますように、何人かの方が入っていないという名前が書いたものもいただいておりますけれども、それについては我々も調査しながら、地元へもその関係については調査させていただいておりますけれども、何れにいたしましても、その方が、いわゆる、もしも、そういった中に入らないということであるといたしましても、地縁団体そのものにつきましては、概ねその地域の過半数のものをもって、あれば認可ということも出来るということでもございますので、認可を取り消すというような方向にはならないと、我々としては考えておるところでございます。何れにいたしましても、そういった考える中で、自治会の方へ、その関係の方に対しましての、確認をお願いしておるところでございます。

浦野委員 調査中ということございまして、また、過半数を超えるものであれば認可せざるを得ないというようなことで、おっしゃっております。そういう5人の方に対しましては、不服申し立てといたしますか、真実を暴いてくれというようなことで、耳にしていますものですから、その点を今後調査していただきまして、すっきりとした形で補助金出すというようなことでしていただきたいと思っております。

小野委員 今のその中でも、いろいろ町長も話しておられましけど、私も複数の議員さんから、署名されたものを町の担当課へ持って来られている

と聞いているんですが、全くその行為が理解しかねとるんです。参事から、地縁団体の認可に際しても、普通より慎重にされたと、告示をする7月30日までに、14日に自治会長に対して、再度その説明文を各戸に配布してくれと。そして20日に、役員会で役員さんから、会員から、住民からも異議の申し立てなかったと。これだけきちっとしてあって、今、5名の方ですか、私は署名もしていないとか、何か訳の分からない住民だなと。まして、町へ持ってこられた方が集会所に関しては、複数の議員さんからも聞いておるんですが、集会所建設に関しては異論ないと、地縁団体の設立でそういうことがあるんだということで、今浦野委員もそういうことでおっしゃってますけれど、その事と、今の無償譲渡に関しては全く意味がないんじゃないのかなと思っておるんです。委員長もおっしゃっているように、この議案に対しては同僚議員が地縁団体と、総括質疑で補助申請とはどういう関係があるんだと。好ましい形は地縁団体してもらいたい。ましてこの集会所が中止されている原因としては、今初めて申し訳ないけれども、参考資料見せていただきましたけれど、この工事中止期間というのが、今いわれている、地縁による団体の設立までということですので、このことがあったから、尚更町としては地縁団体の設立には慎重であったんだと。本来ならば、自治会の不動産を取得するための地縁団体の設立についてはもっとスムーズにするべきだと私は思っていたので、慎重にならざるを得なかったのかなと。そして、告示という形も採られて、出来上がってきている。それなのに、浦野委員には申し訳ないんですが、すっきりした形というのは。告示がされたときに不服があれば違うということをお早急やるべきであって、7月30日から告示をされて、現在9月です。1ヶ月以上あるのに、今そういう話をされて来るといっても、ちょっと腑に落ちないんですが。部長がおっしゃっているように、無償譲渡ということにかんしての地縁団体、取り消しとか、そういうことがあり得るのかどうか、再度確認しておきたいと思うんですが。

総務部長

先程申し上げましたように、5人の方が、……他の方から、本人からは直接聞いておりませんが、他の方から名前を書いた紙をいただいておりますので、すっきりとした形のなかで、我々としては進みたいということもありましたので、自治会長さんの方に早速その事について、確認をしていただきたいというような形で申し上げたところでございます。もしも、そうであるならば、名簿についての訂正願いの手続きを出していただいて、名簿についての訂正をさせていただくということになるわけですが、先程申し上げました中で、地縁団体の設立の中で、地域の関係の方の半数以上の方があれば、それで地縁団体として認可ということになりますから、そういったことで、特段我々の考えの中では認可を取り消すというようなことにはならないだろうと考えております。

小野委員

この議案に添付していただいている要旨、この文書と初日に町長から受けました議案説明、全く一緒なんやね。だからこの議案を議会で議決を出されることに関しては、全くこのとおりだと思うんです。その中で、地縁団体が設立できたと。その地縁団体の設立に対して、一部住民から、そういうものあるんじゃないのかなということで、盛んに議員の方にも回っている人もいるみたいなんです。この中断していたのを再開すると。この再開するのは地縁団体が設立できたから再開できる。だから、地縁団体出来たから、中止していた理由がなくなったから、再開する。その間に訴訟もありましたので、それも和解できたということで、全く進んできたということだし、その中で、これだけ慎重に地縁団体のことについても、慎重にされて認可されているということに対し、私はこれだけのことをされているんだから、その事に対してクレームつけるというのは、ちょっとおかしいんじゃないのかなと思っています。住民の一部の人からそういうことがあるということは、事実らしいですので、慎重にやってもらいたいということと、無償譲渡については参考資料につけていただいております、11年度の補正予算の資料を見させていただければ、この委員の中で委

員長以外、みんな1期目の人ですので、この補正予算を見ていただければ、当然町長はいつも答弁されているとおり、峨瀬の集会所用地に無償譲渡する予定の土地であったと、はっきり分かりますので、その点も結構だと思いますので、よろしく今後のこともやっていてもらいたいなと思います。

委員長 地縁団体の認可の問題とこの集会所の関係の補助金、諸規定その他の関係については本会議の総括質疑の際に、吉川議員から質問あってお答えしているんですから、これには関係がないと。だからむしろ誤解を受けるような表現をしていかないということでの、ご意見があったということですから、その事をきちっと整理をしてですね、お答えをしていただかないと、如何にもこの地縁団体の関係が、この事案の取扱いの前提条件であるというような印象を受けたらですね、論議が逆方向に行きますので、その辺をきちっと整理をしてくれませんか。

総務部長 財産の無償譲渡ということの中で、平成10年から11年に総務委員会でいろいろご審議いただく中で、補正予算を組ませていただいた中で進んできた訳でございますが、何れにいたしましても、地縁団体が出来なかったら、土地を無償で譲渡できないということでは無いわけでございますが、ただ、適正な管理運営を期待するという中で、地縁団体を設立していただいた方が、今後の管理上、スムーズに行くだろうというだけでございまして、設立しなければ、地元へ渡せないということではございません。

浦野委員 先程の発言の中で、皆さんにもう一度誤解のないように捉えて欲しいと思いましたが、再度申し上げます。一般質問でもしましたように、自治会会館、自治会の組織というものはコミュニティづくりの中では、非常に重要なポイントを占めていますので、峨瀬の自治会会館が建って、峨瀬の自治会がうまく、コミュニティづくりがされるということは心から望んでいる訳なんです、数名の方がそのようにおっ

しゃっているという、わだかまりがあるということが、現に聞こえておりますので、その点だけをすっきりした形でしていただきたいなというのと、本日参考資料として皆さん、見ていただきたいんですが、参考資料の上から4枚目に、参考資料2というのがあります。峨瀬自治会東川義則さんの印鑑が押されてますけれど、その字と、参考資料ちょっと捲っていただきまして、参考資料6番、7番。このあたりの字体と全然字体が違う訳なんですね。だから、東川さん署名、捺印されたとしたら、これだけの字体が変わるのかなと、疑問点が湧いてきた訳なんです。何れにしましても、すっきりとした形で、この問題は解決していただきたいということで、申し上げてますので、私は何ら、自治会会館が建つのが、不服というような意味でいっているわけじゃなく、むしろ自治会というものは大切にしないといけないという立場でいっておりますので、それだけ申しておきます。

町 長 浦野委員さんは新しい議員さんですから、過去の委員会等で、そういうこととして、最初のやつは町が代筆しています。あとは本人の字ということ。そういう説明をいたしておりますので。資料2については町が代筆したということでございます。

木澤委員 冒頭より、委員長からありましたように、過去にも審議されてきたということですが、今回自分なりに議事録を読みまして、勉強させていただいたんですが、よく分からないところもありまして、素朴な疑問としてお聞きしたいのですが、今回譲渡される土地ですね、2筆に分かれていると思うんですが、なぜ2筆に分かれているかというところをご説明いただきたいと思います。

企画財政課長 譲渡する土地が2筆になっている原因でございますが、一般的にまず土地開発公社が土地を譲渡する場合、原則的には簿価、いわゆる帳簿価格でございますね、それで処分するというのが原則になっております。ところがこの土地につきましては、北側に更に土地がございま

して、それについては都市計画道路の代替用地として、併せて取得をしております。代替用地につきましては、処分をするに当たって、簿価で処分をするよりも、実勢価格で処分をした方がいいと、このように考えまして、坪単価を24万円というように決めていき、24万円といいますのは、2,3年前に近隣で道路新設改良事業がございまして、その際に用地を取得した単価が坪当たり25万円でございました。従って、2,3年での地下の下落等も考慮しまして、単価24万円にしております。そういった中で、当初はこの集会所用地につきましても、24万円というふうにご考えてございまして、それで60坪、この1357番の8の60坪ですね。これを当初考えておったわけでございます。ところが、この集会所ということにつきましては、いわゆる公共的な施設といいますか、皆さんがお使いになる私的な施設と……、そういった意味合いから、実勢価格で処分するよりも、単価を引き下げて実際は19万2千円という形に単価を引き下げております。そういったことで、この1440万円に見合うというような形での75坪にさせていただいて、15坪を更に併せて、分筆をし75坪という形にさせていただいております。

木澤委員 今ご説明いただいた中で、ちょっと理解ができなかったんですが、最初坪24万円で購入されているときは、大きい方の部分ですね。上の、1357の12の部分の坪単価19万いくらかと……。

企画財政課長 2筆を併せて19万2千円でございます。

木澤委員 ということは、1440万でこの全部を坪19万いくらかで、買ったということ。はい、ありがとうございます。

嶋田委員 これは3年前ほどからいろいろと話題になっているところだとは思いますが、法的に問題のある箇所というのはあるのでしょうか。事務手続き上、または、法的に違反しているとか、そういうふう

なことですね。

助 役

この問題につきましては当然ご存知と思うんですが、平成の10年頃からいろいろ出てきた問題です。地元から、マンションが建築される中で、どうしても1個1個の集会所はあるけれども、一堂に会してコミュニケーション図る場がないということから、どうしても一堂に会したコミュニケーション施設を造ってほしいという強い要望が町にあったわけです。そこで、先程もちょっと木澤議員からあったように、協議する中で、どうしても地元は100坪の土地をほしいということを書いて来られて、それを町としては対応を図って行く。そういう中で当初は4棟分の1440万円の施設協力費を土地で業者が町に寄付するということが協議に入ったわけです。ところが業者は積極的な対応を図ったわけですが、なかなか業者間では土地の購入ができない。1440万円で100坪の土地の購入は無理ということから、どうしても施設協力費によって納めさせてほしいということの要望があった中で、町としては1440万で見合う土地を町が探したわけでありませう。たまたま適当な土地があって、そしてそこで、パークウェイの代替地も含めて、町が1440万に見合う土地を購入をいたしました。当初、峨瀬自治会集会所を目的とした土地での購入であり、その分については、もうご存知だと思うんですが、いわゆる公共施設整備基金の設置及び処分に関する条例を、平成10年3月に改正いたしまして、施設協力費をいただいた地域については、やはり道路とか、コミュニティ施設とか、そういう施設については一部または全部を処分して還元しようということに変わっております。この条例に基づき、施設協力費を処分して集会所を建てよう。こういう提案し、委員会に諮ったわけですが、なかなか委員会としては、一部または全てを処分することとは、腑に落ちないということから、結論として、最終は第4期分の1440万の土地の処分は、一応は了解しようということで、1440万円をもって、集会所の目的である土地を購入した。当然その時はこの土地は地元は無償譲与するという約束をしている。

そういうことの流れで来たわけです。ただ、いろいろございまして、途中でこの集会所建築についての問題があがって、今まで中止していたという流れであります。しかし、最近になって、峨瀬自治会の方が住民の切実な願いである集会所建築に向かって、住民同士が話し、地縁団体を設立するための手続きを行われましたが、5人の反対の人がいるということですが、住民の総意の中で地縁団体の設立認可を行われたわけでありまして。同時に、集会所建築に向かって進んできたということですので、今、嶋田委員がおっしゃいますように、そういう経緯の中で、全ての条件が整った中で、町がこの土地を無償譲渡するということですので、なんら法的に、法律、条例に抵触するということは町としては考えておらない。当然町としても、普通財産を処分する場合は議会の議決、いわゆる無償譲渡等に関する条例、または議会の議決に基づく限り、これに違反してはいけないということですから、本会議において議会の議決をもらうということですから、当然我々といたしましては、なんら法律に違反しているということはない。ただ、先程も言うておられますように、集会所建築の補助規程は、地縁団体と関係ないわけで、今お願いしているのは、この土地を地元に戻す、無償譲渡するということに対して議員皆様のご理解を得て、地元からの当初の約束を通すのみである。ただ、この中で、1357の7番地、107.59平米、32.55坪ですか、これは地元を買ってもらいましょうと。これは簿価、20万で買ってもらいましょうという約束を取っていますから、当然地元としては買っていただくと。地元は買うために、不動産を取得するための権利を得るために地縁団体を設立する。こうなっていますから。当然、設立されたら、町としては、地元が権利を得られるわけですから、当然地元へ譲渡していく。このように考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

嶋田委員 寄付者側の意向、受ける側の意向、当初から具現化していくために今まで一貫して来られたということですね。

委員長

助役が言ってるんですけどね。きちっと斑鳩町のためにはね、ここで書いている意見の関係が、明らかにしていないとですね、私は問題がすっきりしないだろうと思うんですよ。集会所の関係、斑鳩町の問題としては、いくつかの例があるわけですね。大別をすると大体3つになると思うんです。指導要綱ができて以降の関係については、開発業者による寄付によって土地建物とともに、開発業者によって確保ができたというものがひとつ例としてあるわけです。2つ目は、町が施設を必要とするということで、施設補償としてですね、全額町負担で、土地建物とも、建てた。そして提供したというものがひとつあるわけですね。今ひとつは、町の補助金を受けて、各自治会が建設をしたという関係ですね。この3つに大別されると思うんです。そのうちで、開発業者の関係については、土地建物という関係のところと、土地のみというところとか、現存している。自治会の補助を受けてという関係については、当初の関係は建物だけであっても、土地の方は補償しようと、補助という関係はなかったですから。その後、土地の関係についても、補助対象にすることにして、金額を設定しましたがけれど、適用はずっとなかった。今年はできましたけどね。そういう状況の中で、地産マンションの関係について、助役も言っていますけども、1号館、2号館、3号館、5号館と、分散建設が行われてきたということ。これ、一括してひとつの地域開発ということになりますと、開発行為の関係で、当然に独立した集会所と児童公園的なものですね、こういうもののスペースが必要となってくる。ところが1個ずつしてきているもんですから、1棟の中において、集会室の確保はできているという関係で、指導要綱上はクリアーしているということで来たわけです。ところが1号館、2号館ができて、3号館できて、5号館できている。そうしますと当然にこれは、あれだけのマンションが林立して建ってきますと、独立した集会所がどこでもできるわけですね。本来ならば、総合的に計画を出してくれれば、そういう指導になったと思うんです。ところが分散建築して、申請をしてきたもんですから、

その都度、その都度、対応をしてきたことが、まとまった集会所がないということになってきた。いうことから、いわゆる総合開発の場合は独立した集会所ができる。分散してきたため、そういうことができない。だから町としては、できればこの際5号館の建設に当たっては、できれば総合的な集会所と言うようなものの確保を業者側に求めた。ところが業者側としては、バブルの崩壊でいろいろ景気もどうこうされてきた状況から、それに対応できないと、用地の確保ができないというようなことになってきたものですから、それに変わるものとして協力金でもって、対応をして、土地確保のほうについては行政でお願いします。こういうことになってきたという前提がある。そういうことを踏んで、今ずっと来ている。それまでの過程については、総務常任委員会、私はずっと所属しています。総務常任委員会では全て議論をし、一定の方向として了承されているわけ。それがここ2, 3年前から、・・・・問題がある。というような指摘があって、取り扱い手続きがどうだとか、順序がどうだとか、云々の指摘があってですね、是正すべきところは是正をし、できるだけ問題点とされているところは、解消する努力をしながら、今日に至ったというのが、大体の経緯だと思う。ですから、後の指摘をされている事項だけに、こういつているからですね、問題が起こってきた前段に、なぜこの問題が起こってきたのかという前提を、きちっと踏まえて理解をしていかないと、この問題の理解というのは、なかなか、していけないのかなと。そして、手続き上、なんだかんだと、地縁団体が作られていないとか、どうとかなって、今度は地縁団体ができれば、その関係でいうものに発展する議論の展開が行われているということですから、そういう面も十分にご理解をいただいた上で、認識をしていただいた上で、ご判断いただきたいということを、特に申し上げておきたいと思うんですが。

他に、ございませんですか。

小野委員 総務部長の答弁の中で、地縁団体が、今、助役さんがおっしゃったのが正しいのではないのかなと思うんですが、地縁団体と・・・・、委

員長、地縁団体・・・。今回の無償譲渡するときには、受け皿としての地縁団体設立は必ず必要やと理解しているんです。補助金を出せるかどうかは、地縁団体が設立出来てなかったも、可能だと思うんですが、その点先程の総務部長の説明では無償譲渡するのに地縁団体設立できてなかったも、出来るんだというような説明のように聞こえたので、念を押しておきたいと思います。

総務部長 地元が集会所用地として取得する土地については、一般的な話の中で地縁団体ができていなかったら、取得できないのかどうかという中で話をさせていただきました。ただ、町で渡す場合については、そういったことで地縁団体を設立していただいて、適正な受け皿をこしらえてくださいというような指導をしてきた経緯は確かでございます。そうしてきたという経緯のなかであります。

小野委員 そこらね、地縁団体という制度は平成4年ですかね、できた意味とね、踏まえたら、担当の部長としてはそういう答弁では私ら素人の者にとって、誤解を招くもことになると思うんですよ。だから、取得という言葉が、今まで自治会なんか持っている土地については、個人の名前にしてあったり、町の名前にしてあったり、仮にしてあったのを是正するために、地縁団体の制度ができた。そういうことですよ。だから、そのことを踏まえて、今後の、前回一般質問させてもらっているのも、そういう意味で答弁をいただいたと思うんです。それらのことをなぜ地縁団体の認可というものができてきて、不動産の取得をするために、地縁団体を設立しなさいということになってきとるんやから、今回の場合も、何名かが、異議を申し立てられておるという事です。全く関係のないことだけど、そこらのことで、今の答弁だったら、ちょっとまだそういうことで、いろいろあるようであって、誤解する人もいると思うんですよ。だから、無償譲渡をするとなったら、民間から自治会が取得をするとなるときには、地縁団体設立しておかなあかんと思うんです。でないと登記を誰にするんやということに

なってくるんで、そこらをきちっと説明してもらったほうがいいと思うんです。

総務部長 説明の中で、言葉足らずで誤解を招いたということで申し訳ございません。確かにおっしゃるとおりでございます。そういった背景があり、地方自治法が改正されて、地縁団体の取り組みということが、出てきたわけでございますので、町としては法の改正に則しまして、指導しまして、各自治会におきましても地縁団体設立ということでは、働きかけておるといことは確かでございます。おっしゃるとおりでございます。

委員長 他にご意見ございませんか。
質疑はないようですので、質疑は打ち切りたいと思いますが、ご意見ございますか。

嶋田委員 その当時、会計監査委員さんからも指摘があったと思いますが、具現化するために、また必要に迫られて、書類提出等、後先になった経緯があったと思うんですが、住民のためを思ってされたことだとは思いますが、これからは事務手続きに則って、やっていただきたいと、一応それだけ申しておきます。

委員長 それでは、今議題にいたしております、財産の無償譲渡について、表決を行うことにしたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

委員長 それでは議案第38号、財産の無償譲渡について、原案どおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 それでは、満場一致で、原案どおり可決すべきものと決しました。

委員長 次に、議案第39号、消防ポンプ自動車購入についてを議題といたします。説明を求めます。総務課長。

(議案書朗読)

総務課長 消防車両の性能につきましては、今日まで消防車両整備計画に基づき、ポンプ車は13年で更新することといたしており、第1分団の消防ポンプ車は当年でまる13年が経過することから、消防活動に支障を来すことのないように、消防ポンプ自動車を更新することにしました。このことから、ポンプ車の購入価格が700万円を超えますことから、購入につきまして議会の議決をいただき、契約及び財産の取得または処分に関する条例及び地方自治法第96条第1項第1号に基づき、議会のご承認を得ようとするものでございます。なお、消防ポンプ自動車の特殊性により12月中の納車に間に合わせるために、・・・と分団とも協議する中で、早期に発注する必要があることから、去る8月21日に指名競争入札を行いました。その結果、契約の相手方は、所在地が大阪市生野区・・・東5丁目5番20号、会社名、株式会社モリタ大阪支店、代表者、支店長、前嶋幸広。契約の金額ですが、1,197万円でございます。なお、12月初旬の納車をしたいと考えておりますことから、この業者と仮契約を締結し、9月議会において購入につきましてのご承認を賜りましたならば、本契約を締結したいと考えておりますので、何卒温かいご理解を賜りまして、よろしくご審賜りますようお願いを申し上げます。以上で、消防ポンプ自動車購入についての説明とさせていただきます。

委員長 この問題について、質疑をお受けするわけですが、これも総括質疑の段階で、果たして入札予定の関係は機能しているのかどうかという

ような点でのご質問がでておりますので、そういった面も含めて、質疑、ご意見をいただきたいと思ひます。

木澤委員 初日の本会議でも、里川議員からこの件について質問があつたんですが、今回は物品の購入ということなので、予定価格は公表されていないということですが、100%の落札というのは、少し、普通考えてもあり得ないのではないかなと思ひんです。今回、株式会社日本機械工業が1,295万円という額で入札されているんですが、株式会社モリタはそれより155万円、非常に安い金額で入札をされています。そして、その落札率が100%。当然、入札ですので、日本機械工業さんも、一般的な相場よりは安い金額で札を入れてきているとは思ひんですが、その9割を切るような金額で、株式会社モリタは本当に利益があるのかなと、思われるくらい低い金額であると思ひます。実際、消防車を買う方としては安い方がいいんですけども、勿論モリタさんにしても、赤字になるような金額では入札するはずがないと思ひますんで、これが本当にぎりぎりの金額なのかなと思ひんですが、問題は、こちらの出している予定価格ですね。ぴったり100%、落札という、モリタさんの入札価格に合わせたかのような金額になっているんですが、今回予定価格というのは、何を基準にして、また何を参考にして決められたのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

総務課長 今回の設計金額は1,239万円でございますけれど、平成11年度に購入をいたしました、第2分団の消防ポンプ車の品名、単価、数量と最近購入されました県内の市町村の積算金額を教えてくださいまして、それらを参考にいたしまして、担当職員が積算をしております。

木澤委員 前回、消防ポンプ車を買った時、1件を不落随契によって株式会社モリタと契約しているとお聞きしてはいますけれども、出来ましたら、その時の入札の状況と契約金額、前回購入したときのポンプ車と今回とは、装備でどのような点に違いがあるか、その点お聞きしたいと

思います。

総務課長 平成11年度の第2分団のポンプ車の入札の状況でございますが、今回と同じく、2者による指名競争入札を行っております。契約金額につきましては1,239万円で契約を締結いたしております。指名競争入札について先程いわれましたように、入札の結果、落札者がなく、不落となって随意契約の1,239万円で契約いたしております。ポンプ車の違いでございますが、基本的にはほぼ2分団のポンプ車と今回の1分団に更新するポンプ車は同じであります。1分団の要望を受けまして、シャーシのメーカーを指定したことなど、2分団の時にはポンプの関係がオプションになっておったんでございますが、技術の進歩によりまして、今回ポンプにつきましては標準装備されたということで、その値段が下がっているという状況でございます。

木澤委員 前回、日本機械工業さんが入札された金額というのはいくらになるのかそれも聞きたいと思うんですが。

総務課長 前回、3回入札をされておまして、1回目が1,380万円、2回目が1,330万円、3回目が1,280万円で入札をされておられます。

木澤委員 今回と比べて日本機械工業さんは金額的にはそんなに変わらない金額で入札をしてきてはるんですね。株式会社モリタさんは非常に安い金額で入れてきてはると。しかもそれが100%だということに、引っかけりがあるんですけれども、特殊な車ですので、先程課長がおっしゃってましたようにオプションが盛り込まれたんで金額が安くなっていると思いますけれど、価格の変動というのがそんなにあるのかなと思うんですね。こういう結果を見ますと、納得できなところが誰でもあるんじゃないかと思うんですが、初日の里川議員の質問の中で、助役さんにお答えいただいているんですが、今回の指名競争入札の対象

として、ふさわしいポンプ業者が2社しかなかったということでお答えいただいておりますが、確かに消防ポンプ車というのは特殊な車なので、相当の技術を持った業者が対象となるんですけれども、斑鳩町の契約規則の13条で指名競争入札の方法により契約を締結しようとする場合においては、少なくとも3人以上指名することを原則とする。このように書いておりますことから、2者では指名競争入札が成り立たないのではないのかなと思うんですが。また、入札に至っては3者以上で行うべきであると思われませんが、今後3者以上指名できないというのでしたら、一般入札で行うべきではないかと思われるんですけど、今後についての町の見解をお聞かせいただきたい。

助 役

町の契約規則では3名以上の業者で入札を行うということは明記しております。それはあくまでも原則であります。3名以上の適切な業者がなければ、これはもう2名でいかなければならないということを私達は思っておるわけでございます。そういうことから、今回は、先程も木澤委員おっしゃるように、やはり競争の原理が働いていないのではないのか、100%の落札になっている、そういう形で現れていると言っておられますが、先程申し上げましたように、こういう特殊な物品購入については、一般競争入札をもって行うことが果たしてよいものかどうかという判断にたてば、消防自動車というのは、緊急の状態で行動しますから、さあとなつたときに、水が出なかったとか、そんなことになる恐れがあるわけでございます。きちっとした業者は保守管理面においても、連絡体制をきっちりと採っていますから問題ない。また、いろいろな面においても、即対応できるということから考えますと、消防車における物品購入については、そういう考えでいかなければ、入札後、購入後のトラブルが発生する場合があります。このように私達は考えるわけであります。従って、将来に渡って、適当な業者、信頼おける業者ということの判断に建てば、3者以上でもって入札する場合もございしますが、現時点では原則として2者で対応してまいりたいと、このように考えております。

木澤委員 何かあったときのトラブルに対処できるということで、選んでいただいているということですが、今後の入札のあり方として、やはり3者以上というのが望ましいということがありますので、今、関西圏の中で、指名の相手を募集した中で、応募があったと、というふうに確か初日の総括質疑の時に答えいただいているとは思いますが、出来ることならもう少し範囲を広げるなり、対象を増やす方向で、今後ともご検討いただいて、3者以上で入札していただけるよう要望しておきます。

小野委員 購入については別に異論はないんですが、今の木澤委員の質問の中で、私も勉強不足だったなと思うのは、前回の第2分団のが、不落随契だったということで、ちょっと啞然としたんですが。今、助役さんもおっしゃるように消防自動車ということで、いざというときの、もし、日頃消防団員の人が定期的に機械整備してもらってますので、そういうことはきちっとやってもらってますので、もし、トラブルが合った場合の対応として、この2者というのは、消防自動車のメーカーさんだと聞いておるんです。確かに、関西圏ではモリタさんがおられて、日本何とかいうのは、関東の業者じゃないですか。2者がメーカーとして指名願いを斑鳩町に出しておられると、それでやむを得ず2者で入札したというように理解しておるんです。前回、不落随契でやったということになったら、やはりもっと広げるべきだと、次の時は。そういう努力をするべきだと思うんですが、そうした中で、メーカーしか機械は購入できないかなと。ポンプ車ではなくて、輸送車の場合、1回あったと思うんですよ。車は車で入れて、あとの擬装は、あの時もモリタさんだったかな。そういうところへ随意契約したとか、そういうこともあったし。消防自動車を購入できる、指名業者のところ。例えば、そういうのは、代理店とかないの。指名願いを出してきてない・・・。また、モリタさんですか、メーカーですから近畿一円、納入されておるようなことも聞いていますので、いざというときに間

に合うのは、やはり近所の、奈良県内で、もし、代理店があれば、そこから、連絡が付き安いんじゃないのかなと、私は思うんです。それらについて、今木澤委員も言っているように、今後の入札の指名については、しっかりと考えていってほしいと思うんですが、メーカーだけにしか、指名が出来ないのかどうか、他の指名が上がってないのかどうかということ教えてください。

助 役

消防自動車の場合は、ふた通り考えられると思うんです。といたしますのは、自動車部門をもって入札を行い、ポンプをそこに添付をするという方法。町が今行いましたのは、ポンプが主としたものとして、入札を行ったということでございます。従って、自動車の車種についての仕様は設けておりません。そういうことで、いろいろ考える中では長短があるわけでございますが、やはり先程も申しましたように、消防自動車は、常に何かの時には、即座に行動しなければならない物品でございますから、十分とそれに対応する業者が望ましい。ただ、今、小野議員がおっしゃいますように、消防関係の業者も指名を上げて来ているとは思うんですが、単なるポンプ的なもので、こういった大きなものではなく、小さなもので。そういったところには指名をして入れるということは、後日支障を来す恐れが起こるのではないのかなと思います。町としてこれまで消防車を購入した中では、何らトラブルなく、スムーズに、当然消防団員の皆さんが常に保守点検されていますから、そんなことは今までなかったわけですが、保守点検の中で何かあったときには直ぐに対応できる。日本機械工業株式会社、大阪営業所がありますから、十分に保守管理の連絡網もとれると思いますし、当然、株式会社モリタも大阪支店でございますから、そういうことは出来ますので、安心して指名を出来るのではないかなと思います。ただ、先程も申しましたように、今後信用のおける業者が指名願いを提出する可能性もございますから、そういうことも含めた中で、やはり検討の余地はあるだろうと思います。町としては、指名願いを出していただいた業者が、きっちりとした内容の業者かどうか、常に

チェックして指名に上げるということを考えております。

小野委員 当然そういうことだと思うんですが、もう1点質問の中であったと思うんですが、消防の代理店というのは各所にあると思うんです。それらは消防自動車の購入についての、部門というんですか。入れてないんですか、指名願いの中に。もし、入れているとしたら、メーカーに限っている理由ですが。木澤委員からも、3者ということもありますし、範囲を広げることによってクリアしていけるんじゃないのかなと思うんですが、その点は。

助 役 代理店はございます。町内にもあるわけです。そういう代理店の、支社、本社といたしますか、その業者は斑鳩町にはこうした内容についての指名願いを提出していないということは把握しています。といいますのは、斑鳩町に対しての物品納入は考えていないとの判断であろうと思います。指名願いをしていないのに、指名をするということはいけない。そういうことで、対象にはならない、このように思っています。

小野委員 第2分団の時に、不落随契ということだったら、普通、不落随契の場合については、本来でしたら、もっと業者がいれば入札の原則からいけば、全部入れ換えるというの、ひとつの方法だし、その時は不落随契でも随意契約をした。その同じ業者に、また指名するというのは、もの凄く理解に苦しむんですよ。そういうこともある程度、クリアしていくためには、代理店は指名願いが出していないという答弁でしたので、これはやむを得ないんですが、出来るだけそういうところも広げるような感じは、やっていくのがあれだなと思うんですが、今後の感覚として持っていつてもらいたいと思います。

坂口委員 今度購入されるポンプ車ですが、古い方はどのような処分方法ですか、その辺お聞きしたい。

総務課長 古いポンプ車につきましては、原則は廃車をしていきたいと、このように考えております。

坂口委員 走行距離等、少ないとは思いますが、他に利用価値というものはないものですか。

総務課長 安全面からいいまして、やはり更新をしていくという方針の中で、それを使うということはやはり、安全面に対しまして、何かございまして、問題になりますので、やはり廃車を第1議的に考えていきたいとこのように思います。

坂口委員 廃車されるのであれば、どこかに展示して、子ども達に見ていただき、子ども達、喜ぶんじゃないかと思われま。幼稚園児とか、就学前の子とか、やはり消防車を見たら、喜んで、見に来るんじゃないかと思われま。その辺のお考えというのはないですか。

町長 議員がおっしゃっていただくことは、よく解りますが、結局、問題は、幼稚園児が遊んでいただくというのは管理の問題があると思われま。事故を超してしまつたら、上に登って落ちたとか、そういうことがありますから、原則的に廃車をした方が一番無難だと思われま。

委員長 他にございませんか。なければ評決に入りたいと思われま。よろしいですか。それでは、議案第39号、消防ポンプ自動車購入について、原案どおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めま。原案どおり可決すべきものといたしま。

それでは、休憩といたします。

(午前10時20分 休憩)

(午前10時38分 再開)

委員長 再開をいたします。議案第40号、平成15年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)についてを議題といたします。説明を求めます。企画財政課長。

(議案書朗読、予算書により説明)

委員長 説明が終わりました。これも総括質疑を行われている内容もありますので、質疑、意見をお伺いしてまいります。

木澤委員 初日の本会議でも里川議員から質問がされているんですが、小中一環教育の視察ということで補正予算を組まれていますけれど、実際の行き先というのはまだ、はっきり決まっていなかったと思われるんですが、初日の本会議から委員会まで短い期間ではありますが、その間で計画というのは具体化されているんでしょうか。具体化されていないんですでしたら、今後いつごろ具体化されるか、お聞きしたいと思います。

教委総務課長 行き先等々についてのご質問ですが、当然今回この補正予算を立てさせていただきました。本日の委員会でご可決いただいて、最終日で議決という運びになるわけですが、今回の旅費の積算に用いました行き先につきましては、前回の委員会でも申し上げましたし、一般質問でもお答えいたしておりますように、広島県の呉市を想定して予算を補正しております。日程等につきましては、議決をいただいたあと、研究会の方でも詰めさせていただきました。詳しい内容については詰めていきたいとは考えておりますけれど、日程的には9月25日以降につきましても、既にご案内のように、小中学校の運動会と

か、修学前の健康診断でありますとか、10月の初め頃に始まります、教育委員会によります・・・もございまして、行くとしても、11月の下旬頃になるのではないかと考えております。

木澤委員 いろんな予定がありながら、予定を立てて行くということは非常に難しいとは思いますが、委員会に付託をされて審議する際にも、はっきりとした計画が決まっていないという中では、採択していいのかという判断に非常に迷うところではありますので、是非この計画について、今後についても、きちっと具体化された計画として上げていただきますよう、お願いをしておきます。

小野委員 7ページの地方交付税の減額補正なんですけど、2億9,531万1千円、地方交付税がこうして、大きな額が減額せざるを得ないというような状況が今後もまた続いていくのか、どういう状況でこれぐらいの額が変わってくるのかということに疑問があるんですけど、そん点説明をお願いしたい。

企画財政課長 交付税の見積についてでございますが、まず、見積をするに当たりまして、・・・示しています地方の財政計画を参考にいたしまして、算出をしております。ただ、15年度の地方財政計画では、地方交付税、対前年度の伸び率が、7.5%の減といわれておりました。7.5%という数値と、過去の実績を勘案いたしまして、予算を計上したわけでございますが、実際には予算上の見積としては、対前年度交付額が4.2%減という形で見積させていただいた訳でございます。ただ、そういった中で、より見込んだ以上に減額があったということでございます。もう一つの大きな要因といたしましては、臨時財政対策債の増額補正をやっております。臨時財政対策債と申しますのは、地方交付税の不足分を臨時財政対策債で補っていくという形でございます。地方交付税が減った分、臨時財政対策債の方がふえているということでございます。そういった影響でこういった形になったという

ことをございます。

小野委員 見込みは7.5%減ということで、前年度比の7.5%減で、出したんですか。今、4.2%減の見込みだということだったんですが。全体でいえば7.5%ぐらいの減になるだろうという見込みがあって、4.2にしたのか、初めから4.2にして出しておられるのか。26億3千万というのは、前年比、何%減なんですか。どちらなんですか。

企画財政課長 前年対比から申し上げますと、16.3%の減になっております。先程おっしゃいました4.2%の減で見積もったということをございます。今までの交付税の実績といいますか、それを見る中では、毎年のように地方財政計画の数値を上回っていると、本町の場合は上回っているという結果が多々ございました。そういった実績を勘案する中で、7.5%の減というのを4.2%減という形でさせていただいたものでございます。

小野委員 減の見込みで16.3%で26億なにがしかで、予算を計上していたが、更に確定してきたということによろしいですかね。2億9,500万の減が。財政特例債、債というからには借金。だから、全体的にやはり、交付税の減額というのがあると、ずっと続いていくのかどうか、見込みとしてはどのように思うのか。

企画財政課長 臨時財政特例債でございますが、地方交付税の不足分を補うという意味でございます。これにつきましては、借金ではございますが、後年度、交付税で算入をされていくという形でなっております。今後の見通しということをございますが、具体的にどうなっていくかということは、非常に難しい判断になるのではないかと思います。市町村合併調査研究特別委員会でも財政見通しの中でお話申し上げましたように、やはり厳しい状況にあるということはあるかと思えます。

木澤委員 私の先程の質問の中で、ちょっと言葉足らずだったかなと思いましたが、少し付け加えさせていただきたいと思うんですが、以前の質問の中で教育長が先進地の視察の予定地で東京の方にも行くことがあると、ぽろっとおっしゃっていたような気がしましたので、ほぼ呉で確定しているということですが、東京の方へ行くとなったら、立てている予算で東京の方に行けるのかなということがありましたので、確認させていただきたい。

教育長 先程課長が申しあげましたように、呉市の方に行くという根拠で予算の積算をさせていただいております。静岡の方にもそういう先進地、研究しているところがあるということをお願いしております。これから、調査研究担当の方の委員の方で、どちらを選ぶのか、そういったことを十分、研究の中で、どちらがいいのか、選定して、実施する。あくまでも、当然予算の範囲内で、実施させていただくということですが、

委員長 他にございませんか。それではこれで質疑を打ちきりたいと思います。評決に入りたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

委員長 議案第40号、平成15年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)についてを、原案どおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。原案どおり可決すべきものといたします。続きまして、議案第45号、奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。説明を求めます。総務課長。

(議案書朗読、要旨により説明)

委員長 説明が終わりました。質疑、ご意見ございますか。

(質疑なし)

委員長 この事案についてはよろしいですか。

(異議なし)

委員長 それでは、議案第45号、奈良県市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で付託議案につきましては、それぞれ原案をご審議をしたということにいたします。

続きまして、継続審査事案について、議題といたします。

藤ノ木古墳周辺整備に関することについてを議題とし、説明を求めます。

生涯学習 藤ノ木古墳周辺整備に関することについてご説明申し上げます。史
課長 跡藤ノ木古墳の整備に関しましては、前回の委員会でご視察いただきましたように、整備に伴う発掘調査の目的などの概要説明をさせていただきましたように、9月1日より本格的な発掘調査に着手いたしております。現在の調査状況といたしましては、調査目的のひとつでありました、古墳の形、つまり、前方後円墳と想定した場合の前方部のあった方角の候補であった、東側のトレンチ、2箇所を調査中であります。調査を始めた段階で、しかも調査の途中ということもありまして、まだまとまった成果というものはありませんが、前方部推定地での盛り土は確認できず、円墳とした場合に想定される、墳丘そでのライン付近では、墳丘の盛り土が削られた結果でしょうか、古墳造営時

の地表と思われる面が確認され、その外側で埴輪の破片が比較的まとまった形で出土いたしております。なお、古墳の南側、つまり古墳を守ってきたお寺でございます、宝積寺の跡の推定地における調査につきましては、北西部水田におけます、稲作の関係から、9月下旬頃に着手の予定でございます。また、今後の流れといたしましては、調査期間中に藤ノ木古墳整備検討委員会を開催し、現地視察等の指導を得まして、発掘調査を進め、調査成果につきましては11月中旬頃に報道発表を行い、11月22日、23日に計画しております、史跡藤ノ木古墳開棺調査15周年記念馬具復元品特別展示と合わせ、史跡藤ノ木古墳第5次発掘調査の現地説明会の開催を計画いたしております。以上で、史跡藤ノ木古墳の整備に関する説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりました。質疑、ご意見をいただきます。

(質疑なし)

委員長 質疑がないようでありましたら、これらのことを踏まえて、ご提案いたします、視察等についてもお諮りする予定をしておりますから、ご了承いただいて、この項については審議を終わりたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

委員長 続いて、史跡中宮寺跡の公有化についてを議題といたします。説明を求めます。

生涯学習課長 史跡中宮寺跡の公有化について、ご説明申し上げます。史跡中宮寺跡の整備につきましては、6月の委員会でも申し上げましたとおり、平成15年度から平成17年度の3カ年をかけまして、公有化を行っていくという計画であり、現在も引き続き、公有化に向けて、地権者

との交渉に当たっているところでございます。また、用地買収の最終年、17年度から19年度までは整備に伴う発掘調査を実施し、20年度から23年度の期間に史跡公園の整備を行ってまいりたいと考えているところでございます。簡単ですが説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりました。ご質問ございますか。

(質疑なし)

委員長 この件につきましても、後刻ご承認をいただくことにしますが、今後更に継続審査を行っていくということで中間報告として受け止めておきたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

委員長 以上で、継続審査案件につきましては終わりたいと思います。次に各課報告に移ります。1番目の、平成15年度人事院勧告と町の対応について、報告を求めることにいたします。

総務課長 平成15年度人事院勧告と町の対応についてでございます。

去る8月8日、平成15年度の国家公務員、一般職の給与改定について、人事院総裁より内閣総理大臣へ勧告されました。その内容について、資料1、給与勧告の骨子としてお手元に付けさせていただきますので、そちらをご覧くださいと存じます。引き続き厳しい経済、雇用情勢に伴い、経営環境が依然として厳しい中で、多くの民間企業におきましては、給与抑制措置を含めたさまざまな経営努力が行われていると聞いております。そのため、民間の月例給の引き上げが極めて低い率、低い額に抑えられているとともに、公務員の賞与等のボーナスの年間支給月数も平成11年から14年まで4年間、引き下げられてきました。本年も、民間企業の給与等の実態を踏まえ、人

事院では、官民の給与の比較が行われたところ、昨年同様、公務員の月例給等が民間を上回っていることが明らかになりました。今日まで、公務員給与は、毎年4月の官民給与の比較を行い、民間給与との均衡を図るものとしてきた経緯があり、人事院におかれましては、給与をとりまく諸事情を十分考慮された結果、民間準拠の考え方に則って、昨年に引き続き、基本給の引き下げ改定を行われるとともに、扶養手当の引き下げ等により、公務員の給与を民間水準まで引き下げ、また、賞与につきましても、昨年1年間の民間の支給割合に見合うよう、0.25月分引き下げることにされました。これらにより、職員の年間給与は5年連続の引き下げ勧告となり、過去最大の引き下げという厳しい内容の勧告となっております。

具体的には、資料の一番初めにありますように、給与勧告のポイントとして、

1、官民給与の格差を是正するため、月例給の引き下げ改定。俸給表の引き下げ改定及び配偶者にかかる扶養手当の引き下げ、月額14,000円から13,500円に500円の引き下げ。

2、期末、勤勉手当の引き下げ。年間4.65月分から4.4月分に0.25月の引き下げ。国家公務員における平成15年度の期末手当は、6月で1.55月、12月で1.45月で、勤勉手当は6月、0.7月、12月、0.7月と改定はありません。また、来年度は、期末手当は、6月、1.4月、12月、1.6月、勤勉手当は、6月、0.7月、12月、0.7月となり、期末手当の年間支給率は3月、勤勉手当の年間支給率は1.4月となります。

3、通勤手当の6ヶ月定期券等の価格による一括支給の変更。

4、本年4月からこの改定の実施日の前日までの期間に係る官民較差相当分を解消するため、4月の給与に較差率を乗じて得た額を基本として、12月期の期末手当で調整。すなわち、年間給与での実質的な均衡を図るため、不遡及部分については、12月期の期末手当で調整されることとなります。なお、この調整につきましても具体的な方法等は、今現在、全く示されておらず、この秋の国家公務員の給与改

定法案の上程後に明らかになってくると考えております。いま申し上げましたこれらの改定を行うといたしますと、国家公務員における平均年間給与は5年連続の減となり、△16万3千円、月例給と期末手当を合わせて、2.6%の減少となります。なお、この△16万3千円は、あくまでも人事院勧告のみの国家公務員における減少額であり、定期昇給分等は見込まれておりません。以上が、国家公務員の人事院勧告に係ります概要であります。また、この給与改定の考え方等につきましては、資料の中ほど、3改定の内容と考え方以下に掲げられておりますので、説明は省略させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。なお、さる9月16日に閣議決定されたところであります。

そこで、当町のこの勧告に対する考え方ではありますが、現段階では4月からの年間給与についての調整にかかります実施方法等や実施時期など、具体的な改正の方法等について、まだ、国、県から示されておりませんが、当町の職員の給与改定につきましては、今日まで、国の人事院勧告に準じてきた経緯があるなか、この秋に開かれる予定の臨時国会に上程されます国家公務員の給与改定法案が明らかになった時点で、県や近隣市町村の職員との給与水準の整合性をも勘案しながら、職員労働組合とも協議し、そして理解をも得てまいり、当町職員の給与条例の改正を行いたいと考えております。

また、特別職報酬等審議会の設置につきましては、冒頭の挨拶で町長が申し上げましたが、昨年度諮問を行ったところであり、一般職の職員については、給与の引き下げは行うものの、定期昇給も実施されることから、本年度の設置については見送りたいと考えております。

なお、議員皆様をはじめ、町三役および教育長の期末手当の支給につきましては、今のところ、詳しい情報はありませんが、国の特別職の職員の給与に関する法律による期末手当の支給率の改正、及び近隣市町村の動向を見守ってまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、予算面ですが、人事院勧告のとおり実施するいたしますと、

一般会計の給料で、約840万円の減額、扶養手当の減額で40万円の減額、期末・勤勉手当で、一般職で約2,260万円の減額となり、併せて、約3,140万円の減額となり、当町職員での一人当たり平均の年間減少額は14万4千円となります。

また、人事院勧告を実施した場合では減額となりますが、定期昇給により1号給上げた場合の定期昇給分に係ります額は、218名で約1,760万円となり、一人当たりの平均額は8万1千円となります。すなわち、実質引き下げられる平均年間給与は、14万4千円から8万1千円を差し引いた6万3千円が減額になる計算となります。以上が、平成15年度人事院勧告の概要と、現段階での町の試算及び対応についてに考え方であります。よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりました。質疑があれば、お受けしたいと思います。

委員長 この事案は、いずれ議案として提起はされると思いますが、人事院勧告がされ、給与引き下げの勧告の内容の説明が行われたとご理解いただけたらいいと思いますが。

小野委員 委員長おっしゃったように、勧告を受けて、こちらの方の対応の仕方ということで詳細にわたって説明を受けたんですが、通勤手当の場合、交通機関等利用者は別・・・、それ以外の通勤されている方に対しては、どのような手当をされているのか、教えてください。

総務課長 通勤手当につきましては、交通用具利用者と交通機関利用者に、大まかに分けられると思います。基本的には、通勤距離2キロ未満の職員には通勤手当は支給されないということになってございます。

小野委員 通勤手当の下に書かれている、40キロ以上の使用距離区分を4段階増設ということですが、国の方も2キロ未満は支給せずに、以上の人には段階をおって、支給していると理解してよろしいですね。

委員長 このような、通勤定期の関係は1ヶ月とか、3ヶ月とか、6ヶ月とかいろいろありますけども、6ヶ月にすると、うんと費用が軽減されるということで、国会における質問があつて出てきた問題だと思えます。他にございませんか。いずれご審議いただくことになる機会が必ずあると思いますが、本日はこれで留めたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

委員長 次に、斑鳩町立町民プールの利用状況について、説明を求めます。

生涯学習課長 平成15年度、斑鳩町立町民プールの利用状況について、ご報告申し上げます。町民プールにつきましては、6月の委員会で報告させていただきましたように、7月1日から8月31日までの2ヶ月間、開催し、その間安全対策等について十分配慮して、運営した結果、おかげさまで、事故もなく無事に終了することができました。しかし、本年は7月、8月にありました冷夏の影響により7月1日の開設日から8月中旬まで、前年に比べ、入場者が大きく減少したことにより、前年並みにお客様に來場していただくことができませんでした。資料の2をご覧くださいと思います。前年の利用状況と、15年の利用状況を上げさせていただいております。一番下のところに、総数が入っておりますのでご覧くださいと思います。延べ人数のところをご覧ください。総入場者数は、本年で5,804人、前年が6,295人ということで、491人の減でございます。内訳といたしまして、大人では本年で、1,819人、前年では2,240人と421人の減、小人は本年で3,985人、前年が4,055人と、70人の減でございます。なお、入場料につきましても、1,035,150円と、前年に比べまして、154,350円の減額となっているところがございます。更に、6月の委員会で調査をすると申しておりました、

見学者と幼児の入場者の数でございますが、見学者につきましては、280名、大人入場者の15.4%の数字でございます。幼児につきましては、331人。小人の入場者の8.3%という状況でございます。以上で報告とさせていただきます。

委員長 質問ございますか。

木澤委員 以前から、一般質問などでもされてはいますが、プールに関して日除けの問題で、いろいろ要望があったと思うんですが、現在日除けは置いておられるんですが、確認をさせていただきたいのですが、今後、日除けは、私が聞いているところによりますと、西側の西日が当たるときの日除けがなくて、住民の方が困っておられると聞いておりますので、それは今後どのような見解をお持ちなのか、お聞かせいただきたいと思います。

生涯学習課長 町民プールの日除けということでございますが、本年度幼児プールの南側に1基設置させていただいております。今後ですが、さらに必要あるかどうか、事務局で検討させていただきまして、必要であれば、イベント用の簡易テント等で西側の部分について、対応させていただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

委員長 これは来年度にも向けて検討していただいて、来年度実施の際に、具体的に取り扱いなど説明が求められることだということで、課題として残っておりますから、ご検討いただくことをお願いしておきたいと思います。報告についても終わっておきたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

委員長 その他の項に入ります。

委員会の継続審査事案についてですが、先程申し上げましたように、藤ノ木古墳の関係と、中宮寺史跡の関係につきましては引き続き審査事項として、決定をいただくということにしたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

委員長 先程の議題ともかかわっていく問題ですけれども、先進地視察の関係について、ここに提起をいたしております。総務常任委員会としては、史跡藤ノ木古墳整備などを中心に視察を計画したいということで、視察先につきましては鳥取県国府町と島根県の松江市。実施時期につきましては、10月20日、21日の両日と予定をいたしております。この視察地の特徴といたしましては、お手元に配布をいたしておりますので、ご覧いただきたいと思いますが、このように計画をして、実施をしたいということで、議会最終日に本会議でご承認をいただくという手筈にしたいと考えておりますが、よろしいですか。

(異議なし)

委員長 それではそのように処置をさせていただくことで、ご了承いただきたいと思います。

予定をしております事案についてはご審議をいただいたわけでありましたが、その他の関係についてございませんか。

委員長 それではちょっと、理事者側にお聞きをしておきますが、財産区財産の裁判の今日的な経過について、ちょっと概要を簡単に説明をしておいてもらえませんかでしょうか。

企画財政課長 以前に総務常任委員会でご報告を申し上げましたが、今現在の状況につきましては、裁判官の方から、裁判の年内に決着をしたいとの意

向が示されております。そういった中で、今後、今現在やっておりますのは、実質的な和解の話し合いはしておりますものの、裁判の手続き上は進行が止まっておるといった状態になっております。そういった中で、裁判官の申されます年内に決着という方向に進むとすれば、裁判を継続するのか、或いは調停手続きをとり、調停に移るのかということが、今現在選択を迫られているという状況でございます。これに対し、町につきましては、相手方の和解の話し合いの中での金額の提示額が、非常に大きいということがひとつございます。そういったことから、止むを得ない措置として、裁判の方向に持って行かざるを得ないのかなというふうには考えているところでございます。

委員長 この関係はいつの委員会ですか、基本方針が述べられて、参考・・・確認してますね。その確認の変更ということに、ほぼなっていくと思えますから。変更を明確にした段階では具体的に委員会でも、お諮りをいただいて、再度確認をいただくという手続きを、躊躇なくとっていただきたいなと思っているんですが。その辺のところは、どうなんでしょうか。

助 役 委員会の確認事項につきましては、1点目として、防火池としての機能の保持、2点目として、土地の払い下げは止むを得ないものとし、和解訴訟の中で十分煮詰める。3点目として、周辺住民へ不満の残らないよう慎重に対応すること。こういうことでございます。ここで、当然、判決ということになれば、建物の収去、土地の明渡し請求事件でございますから、土地を明渡すかどうかということの判例が出るのではないかと、このように思っています。そうしたことになれば、当然、我々としては、防火池としての機能、これは当然この状態のままに対応できるであろうと思えます。土地の払い下げはやむをえないものとするのは、この点は消えると考えております。まだ、判決の結果が、はっきり分かりませんが、そういうことになるだろうと思っております。当然、周辺住民に不満の残らないような慎重に対応

する。これは公判の状況を常に説明を行っておりますし、付近住民にはいろいろ不満はございますけれども、そういう状況を説明することで対応できると思っています。

委員長

ちょっとね、そのことを求めているのではなくて、前回委員会で参考に確認している内容の基本はですね、裁判の継続というよりも、むしろ和解というね、思考するというを前提にして言っているわけです。先程言われていますと、裁判で決着つけざるを得ないんじゃないかという方向なんですけど、変わってくるわけなんですね。和解と裁判という関係は。だから、その面だけをどちらを取るかということについて、先程課長が言っているように、裁判で決着をつけるという方向にあるとすれば、その関係だけをきちっとですね、我々に明示をしてほしい。そうしないと和解という関係については、いろいろ条件があるでしょうけれど、あるいは裁判で行くとすれば、どういうことが予測できるのかということもありましようけれど、今ここで具体的に述べる訳にはいきませんですから、いずれにしても、和解がいいんじゃないかと言ってますけれども、やっぱり和解では難しい。裁判にせざるを得ないだろう。法に判断を求めるという立場を取るということなら、そのことの原則だけですね、きちっと決まれば委員会にきちっと報告してほしい。そうしませんと、いつからそんなことになってんやと、いらんところまでごちゃ、ごちゃしてもいけませんので、そのことだけお願いしておきたいと思うんです。

委員長

他にございませんか。

それでは、一応本日の予定審議事案につきましては、それぞれ審議をいただくことになりましたので、最後に町長からご挨拶をいただきたいと思えます。

(町長挨拶)

委員長

これで、総務常任委員会を閉会といたします。
ご苦勞様でございました。

(午前11時31分 閉会)